

慈惠僧正良源、座主（きす）の時、受戒行（四段動詞終止十べし）ふべき定日、例（下二まうく連用）のごとく催設（下二まうく連用）けて、座主の出

仕を相待つ（形動にはかなり連用）の所に、途中よりにはかに帰り給へば、供の者ども、こはいかにと、

心得難く思ひけり。衆徒、諸職人も、「これ程の大事、日の定りたる事を、今となり（存続）

て、さしたる障りもなきに、延引せしめ給ふ事、しかるべからず」と誘ずる事か

ぎりなし。諸国の沙弥らまでことごとく参り集りて、受戒すべき由（在家僧）

思ひ居たる所に、横川の小綱を（断定）使にて、「今日の受戒は延引なり。重ねたる催に

随ひて行はるべきなり」と仰せ下しければ、「何事によりてとどめ給ふぞ」と（人々から慈恵へ尊敬）

問ふ。使、「全くその故を知らず。『ただ早く走り向かひて、この由を申せ』と（慈恵から人々へ謙譲）

ばかりのたまひつるぞ」といふ。集れる人々、おのおの心得ず思ひて、みな退

散しぬ。（完了）

かかる程に、未の時ばかりに、大風吹きて、南門にはかに倒れぬ。その時人々この

事あるべしとかねて悟りて、延引せされけると思ひ合はせけり。受戒行はれまし（受身）か

ば、そこばくの人々みな打ち殺されなましと、感じ（強意）ののしりけり。